

さいたま市規則第49号

さいたま市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市環境影響評価条例施行規則（平成17年さいたま市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事業の種類	対象事業の内容	事業が実施される区域の区分ごとの対象事業の要件			事業の種類	対象事業の内容	事業が実施される区域の区分ごとの対象事業の要件		
		事業が実施される	事業が実施される	事業が実施される			事業が実施される	事業が実施される	事業が実施される
		区域の全てがA地域にある場合	区域の全て又は一部がB地域にある場合（当該区域の一部がC地域にある場合を除く。）	区域の全て又は一部がC地域にある場合			区域の全てがA地域にある場合	区域の全て又は一部がB地域にある場合（当該区域の一部がC地域にある場合を除く。）	区域の全て又は一部がC地域にある場合
1～7 [略]					1～7 [略]				
8	[略]	ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第33号）第2条第1項第6号の規定により算定した建築物の高さ（以下「最高高さ」という。）が60メートル	ア 最高高さが60メートル（特別の地域にあっては100メートル、都市再生特別地区にあっては180メートル）以上のもの	[略]	8	[略]	ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第33号）第2条第1項第6号の規定により算定した建築物の高さ（以下「最高高さ」という。）が60メートル	ア 最高高さが60メートル（特別の地域にあっては100メートル）以上のもの	[略]

	<p>(特別の地域にあつては100メートル、<u>都市再生特別措置法</u>(平成14年法律第22号)第36条に規定する都市再生特別地区(以下「都市再生特別地区」という。)) にあつては180メートル)以上のもの</p>		
	<p>イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であつて、建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面から当該建築物に設置される工作物の最高部までの高さ(以下「最高部までの高さ」という。))が72メートル(特別の地域にあ</p>	<p>イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であつて、最高部までの高さが72メートル(特別の地域にあつては112メートル、<u>都市再生特別地区</u>にあつては192メートル)以上のもの</p>	

	<p>(特別の地域にあつては100メートル)以上のもの</p>		
	<p>イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であつて、建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面から当該建築物に設置される工作物の最高部までの高さ(以下「最高部までの高さ」という。))が72メートル(特別の地域にあ</p>	<p>イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であつて、最高部までの高さが72メートル(特別の地域にあつては112メートル)以上のもの</p>	

		<p>つては1 12メー トル、<u>都 市再生特 別地区に あつては 192メ ートル)</u> 以上のもの</p>							
9	[略]	<p>建築基準法 施行令第2 条第1項第 4号(た だし書を 除く。) の規定に より算定 した延べ 面積(以 下この項 において 「延べ面 積」とい う。)が5 万平方メ ートル(特 別の地域 にあつて は10万平 方メートル、<u>都 市再生特 別地区にあ つては15 万平方メ ートル)</u> 以上のもの</p>	<p>延べ面積が 3万平方メ ートル(特 別の地域に あつては1 0万平方メ ートル、<u>都 市再生特別 地区にあつ ては15万 平方メート ル)</u>以上のもの</p>	[略]	9	[略]	<p>建築基準法 施行令第2 条第1項第 4号(た だし書を 除く。) の規定に より算定 した延べ 面積(以 下この項 において 「延べ面 積」とい う。)が5 万平方メ ートル(特 別の地域 にあつて は10万平 方メートル)以上のもの</p>	<p>延べ面積が 3万平方メ ートル(特 別の地域に あつては1 0万平方メ ートル)以 上のもの</p>	[略]
		[略]					[略]		
		10~20	[略]				10~20	[略]	
		備考	[略]				備考	[略]	

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。